



飼養衛生管理基準のポイント 第10号

令和3年6月23日

～ I-9 愛玩動物の飼育禁止 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「9 愛玩動物の飼育禁止」についてです。

(基準本文)

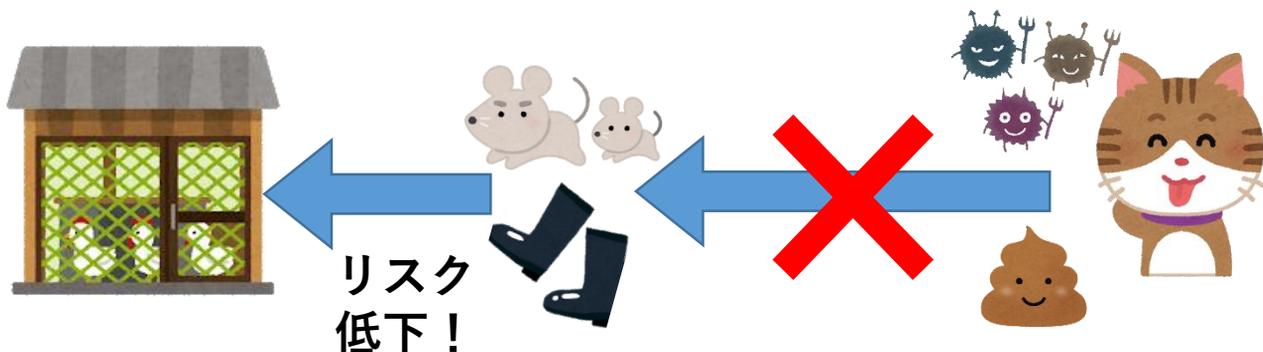
9 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼養をしないこと（愛玩動物の飼育を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く）。



鶏舎にペットを入れるわけじゃないのに、どうしてだめなんだろう...



衛生管理区域にペットがいると、感染症の原因になる**病原体**をペット自身が**区域内で持ち運んだり**、病原体を持ち運ぶ**ネズミや小動物、人の手や靴の汚染源になる可能性がある**からじゃよ。
手指の消毒や靴の交換はしてるじゃろうが、汚染源が少ないに越したことはないじゃろ。
いろいろな対策を合わせて、**リスクを少しでも下げることが重要**なんじゃ。



ペットを飼っている場合は、今すぐ飼うのをやめる事はできないと思うが、「伝染病の発生防止」のために、**飼養場所の変更**などの方法を真剣に考えてほしいんじゃよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

